

## 会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度第1回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	令和元年5月22日（水） 午前10時00分から
開 催 場 所	所沢市役所4階 入札室
出席者の氏名	磯田 和彦（埼玉県川越県土整備事務所 所長） 高島 誉章（公認会計士） 林 真由美（弁護士）
欠席者の氏名	なし
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表（様式第1号） 3 入札方式別発注工事一覧表（様式第2号） 4 入札参加停止等の措置状況総括表（様式第3号） 5 入札参加停止等の措置状況一覧表（様式第4号） 6 抽出工事一覧 7 抽出事案説明書（様式第5号）
担 当 部 課 名	【担当課等】 （建設部）末廣営繕担当参事、村田道路維持課長 （教育総務部）森田教育施設課長 （上下水道局）磯総務担当参事、岩崎下水道整備課長、 松山水道建設課長 他 各担当課職員 【事務局】 青木総務部長、梅崎総務部次長、岸契約課長、 他 事務局職員

発言者	審議の内容
<p>契約課</p> <p>委員</p> <p>営繕課</p> <p>委員</p> <p>営繕課</p> <p>委員</p> <p>契約課</p> <p>委員</p> <p>契約課</p>	<p><b>議 事</b></p> <p><b>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</b></p> <p>平成30年10月1日から平成31年3月31日までの市、上下水道局及び市民医療センター発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について、事務局より報告した。</p> <p><b>2 審議事案の抽出結果報告</b></p> <p>審議の対象となる事案の中から、辞退者が多く落札率が高い事案、総合評価方式を採用した事案、付帯工事の事案、入札日が遅く辞退者多数である事案、入札日が遅く応札者が少ない事案の合計5件を抽出した旨、抽出委員より報告があった。</p> <p><b>3 抽出した事案の審議</b></p> <p><b>所沢市庁舎防災監視盤改修工事</b></p> <p>抽出理由：4者応札3者辞退と辞退者が多いのは、どのような理由が考えられるか。また、落札率が99.96%と高いが、工事の特性と関連があるのか。</p> <p>辞退者多数の件については、本工事が大規模で専門性が高く、また作業日が閉庁日に限られること、市庁舎運営上、失敗や遅れが許されないこと、設置後30年以上経過しており、作業上困難な点もあり経費がかかるため、利益が出しづらいことなどが理由と考えています。</p> <p>落札率の件については、作業上困難な点が多いことから、経費削減の余地が少なかったのではないかと考えています。</p> <p>今回の落札業者は、当初設備の設置業者ですか。</p> <p>違います。</p> <p>本案件は改修工事ですが、当初の設計書の有無で工事の難易度が変わるようなものですか。つまりは、当初設置業者以外でも問題なく受注できるのでしょうか。</p> <p>工事の規模が大きいので業者側もある程度の規模を要しますが、電気工事業を営んでいる業者であれば、受注できます。</p> <p>入札者が1者というのは少なすぎますが、その理由はやはり低い利益率で良いのですか。</p> <p>それもありますが、作業日が閉庁日に限られること、また失敗や遅れが許されないことも大きく影響していると思われます。</p> <p>本案件は、総合評価方式に馴染まないのですか。</p> <p>技術的な部分では、騒音の低減や交通規制の日数、コンクリートであればその耐用年数などが評価点になるので、本案件は馴染まないと考えました。</p>

発言者	審議の内容
委員	作業が閉庁日に限られる件は、業者に対し事前に知らせていなかったのですか。
営繕課	告示の段階で工事の図面を見れば、閉庁日にしか作業が行えないことは明白であり、そういった意味では事前に知らせてありました。
委員	今回の工事は、施工前後の写真で見た目が大きく変わっていますが、監視盤を丸ごと交換したのですか。
営繕課	技術の進歩で同じ機能を搭載していても、見た目が大きく変わり小型になりました。
委員	監視盤に搭載するシステムが決まっているのなら、費用も固定されるかと思いますが、これが高い落札率の要因となっていますか。
営繕課	今回の工事は機器の費用が5割強を占めていますが、この費用をいかに抑えられるかということ、また、今回の業種の得手不得手により金額のばらつきが出ますので、そういったことも業者側が考えたのではないかと思います。
委員	作業日の制約等条件については、仕様書等に載せていましたか。
営繕課	閉庁日の作業指示ではなく、閉庁日に作業可能と載せていました。
委員	制約があることは載せていたのですか。
営繕課	載せていました。
委員	市として1者入札をどう考えていますか。発注時に1者入札が可能であることを明示していますか。
契約課	電子入札の場合は1者入札を可能としています。
委員	競争性を確保するためにも特別な場合を除いて、1者入札を不可としたほうが良いと思います。
委員	予定価格が設計金額より高いのですが、良いのでしょうか。
契約課	予定価格の件は、市としても把握しており、以後同様の事例が起こらないようにしております。
委員	交換する機器はメーカーの指定をしましたか。
営繕課	指定はしていません。
委員	どのメーカーの機器でも良いのですね。
営繕課	能力が満たせるものであれば構いません。
委員	<b>&lt;意見&gt;</b> 競争性を確保するために工夫をしてください。
委員	競争性が確保されるように、発注方法や発注時期を検討してください。
	市道2-561号線舗装補修工事、市道3-25号線舗装補修工事 抽出理由：総合評価方式を採用したのは、どのような技術力に期待したのか。また、期待した技術力の成果の検証はどのようにして

発言者	審議の内容
契約課	<p>評価するのか。何れも1者入札であるが、どのような要因によると考えられるか。</p> <p>2件の工事については、技術的な余地が小さく一般的で小規模な工事において採用する簡易型の総合評価方式を採用しています。このため、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価しており、技術的な工夫の余地が大きく施工上の工夫等一般的な技術提案を求める技術提案型の総合評価方式ではないため、技術力の検証は行っておりません。</p> <p>1者入札の要因については、工事の規模が小さくB級に区分される業者への発注であったため、通常の工事よりも書類等の作成に手間がかかることから、総合評価方式による工事が敬遠されたものと考えております。</p>
委員	<p>1者入札の要因は、本案件が総合評価方式を採用しているからですか。</p>
契約課	<p>書類作成の手間などがありますので、要因としては大きいものだと考えています。</p>
委員	<p>総合評価方式は、試験的な導入期間が過ぎたのでは。対象となる工事が本方式にマッチングしているか検証する必要があると思います。騒音や交通渋滞緩和を考慮しなければなりません。資料の写真をみる限り交通量も多くなさそうですが、いかがでしょうか。</p>
道路維持課	<p>市道2-561号線の交通量は、さほど多くありません。市道3-25号線は、物流関係の大型車両の交通量が多いところです。</p>
委員	<p>落札業者2者は、総合評価方式の落札実績はありますか。</p>
契約課	<p>2者ともあります。</p>
委員	<p>今後も簡易型の総合評価方式を続けていくのですか。</p>
契約課	<p>形骸化している側面もあるので、今後は総合評価方式の件数は少なくなるかもしれませんが、本方式にふさわしい工事が見極めて行うことを検討する時期にきています。国や県と違い、市の工事規模は小さく、また他市において本方式の縮小や廃止をしていることも含め、検討していきます。</p>
委員	<p>市全体で総合評価方式の実績は年何本くらいですか。</p>
契約課	<p>5、6本です。</p>
委員	<p>本数の目標はありますか。</p>
契約課	<p>市長部局で5本です。しかし、本数の達成自体が目標になってしまっていることは否めません。</p>
委員	<p>数合わせ的な部分がありましたか。</p>
契約課	<p>最近は金額が1千万円以上の工事を対象として、その中で総合評価方式に合うものとしておりましたが、件数のクリアが優先していたと考えています。</p>
委員	<p>総合評価方式の採用にあたっては単に数合わせではなく、担い手</p>

発言者	審議の内容
委員 委員 委員	<p>の確保など目的をもって工事を選んでいただきたいと思います。</p> <p>〈意見〉</p> <p>総合評価にふさわしい工事を選択することが重要です。</p> <p>総合評価方式を浸透させて、市内業者の確保に寄与できるようにしてください。</p> <p>1 者入札は競争が保たれていないと受け取られるので、多くの業者が参加できるように発注方法や発注時期など工夫していただきたい。</p>
契約課  委員 教育施設課	<p><b>所沢市立山口中学校西側擁壁（付帯）復旧工事</b></p> <p>抽出理由：本体工事の進行過程で必要となった付帯工事か、あるいは工事完了後検査により付帯工事が必要になったものか。後者となると準備費用等が二重にかかる部分も生じるのでは。</p> <p>本工事については、平成 29 年 10 月 22 日の台風 21 号の影響により、所沢市立山口中学校の西側擁壁が崩落し、隣接する道路が陥没した災害の復旧工事です。</p> <p>このため、早期の復旧が求められたことから施工可能な箇所より工事を発注し、本体工事の進行過程で必要となった付帯工事です。</p> <p>2 本目の擁壁本体工事契約を、平成 30 年 7 月 3 日に一般競争入札で行いましたが、随意契約にしなかった理由は何ですか。</p> <p>工事の内容が学校側の擁壁を作る工事になりますので、別工事として一般競争入札で実施しました。</p>
委員 教育施設課	<p>付帯というのは、どちらの工事の付帯になりますか。</p> <p>初めてこのような災害が起こったことにより、総務部、建設部、教育委員会の 3 部署で取組んだ事業です。現場は非常に狭い場所であり、隣接する住宅への二次災害を防止し、かつ、崩土を除却するための土留め杭工事を先行し、その後、擁壁設置工事を発注したものです。隣接する住宅の 6 世帯が避難生活となっており、一日も早く自宅に戻っていただくことを最優先と考え、設計が完了した部分から工事発注を行っていました。付帯の工事内容としては、進行中の工事において必要となった事項や、土留め工事で設置した鋼管杭を切る作業など多岐にわたるため、付帯工事として発注したものです。</p> <p>このような復旧工事は、施工中新たに必要な工事が生じる事象の一つだと思います。1 本目と 2 本目の工事の契約が一般競争入札で執行され、結果的には同じ業者が落札しました。しかしこの場合、2 本目の工事は随意契約で執行するものと考えますが、一般競争入札にした根拠はありますか。</p> <p>一連の復旧工事を一本の契約で発注すると、設計だけで 1 年ほど要します。近隣住民の方が一日も早くご自宅に戻られることを最優</p>

発言者	審議の内容
委員 教育施設課	<p>先とし、併せて二次的な災害を防止するために、早急に行うべき工事を先行し分割して発注したので、入札の原則としている一般競争入札を採用したものです。</p> <p>付帯工事と設計変更とはどのような違いがありますか。</p> <p>それぞれの工事の工期も違い、1本目の工事である土留め杭工事は平成29、30年度の継続事業としており、工期を延ばすことが困難であったこと等から、付帯工事として別途発注したものです。</p>
委員 教育施設課	<p>この工事は今後、他の付帯工事などが発生する可能性はありますか。</p> <p>学校側の擁壁が出来上がってくる中で、最後に土が掛かってない部分や体育館周りの排水溝などの仕上げ部分が必要かと思われます。</p>
委員 教育施設課	<p>もともとの工事の契約額はいくらですか。</p> <p>1本目の杭工事が420,076,800円、2本目の擁壁本体工事282,960,000円です。</p>
委員 教育施設課	<p>工期の延長も契約変更に含まれると思います。また、随意契約の工事が約60,000,000円ですので、契約変更できない金額ではないと思います。同じ質問になりますが、契約変更という考え方はなかったのですか。</p> <p>ありませんでした。</p>
委員 教育施設課	<p>現場には杭工事を行っている業者が入っていたと思うので、工期の変更は可能であったと思います。</p> <p>実際、土留め杭工事は変更しておりますが、当初の設計の目的と工期の変更はありませんでした。付帯工事の内容は、土留め鋼管杭の上部の切断や、掘削した法面のモルタル吹き付け養生、仮設通路の撤去工などが含まれており、関連性は非常に強いものと考え、工事の時期や内容により、変更ではなく別途発注で対応しました。</p>
委員 教育施設課	<p>周辺の住宅への被害はどうだったのですか。</p> <p>学校、道路、駐車場、住宅となっており、道路と駐車場部分の一部が崩落しました。</p>
委員	<p><b>&lt;意見&gt;</b></p> <p>一連の工事であれば、効率性や業者の事務量の負荷を考慮し、新たな設計をして入札するよりも、当初の設計を変更するものかと考えます。今回は様々な面を考慮し、付帯工事を選択したかと思いますが、今後は、経費や事務量の面から設計変更の方法も含め、慎重に検討する必要があると思います。</p>
委員	<p>今後も新たに設計する事業を計画しているとのことですが、その際には、入札方法について十分に検討してください。</p> <p><b>西住吉地内下水管布設工事</b></p>

発言者	審議の内容
上下水道局 総務課	<p>抽出理由：7者指名の内、6者辞退しているが、入札日が12月20日という日程に起因しているのか、あるいは別の要因があるのか。</p> <p>辞退理由を業者に確認したところ、4者が手持ち工事の関係で施工体制が整わず、1者は繁忙期で見積積算の時間がとれず、1者は工期的に難しいとのことでした。</p>
委員	<p>12月の年末というタイミングが関連あるのではないのでしょうか。業者にとって12月は繁忙期なのですか。</p>
上下水道局 総務課 委員	<p>Cランク業者なので、多数の下請けを受けている業者もおおり、難しい状況であったと聞いています。</p> <p>発注がこの時期になったというのは、意味があったのですか。</p>
下水道整備課	<p>工事場所が公共下水道管未整備な場所であり、該当地内の1軒の方から平成30年11月に要望があり、その後設計積算を行い12月発注になったものです。</p>
委員	<p>&lt;意見&gt;</p> <p>辞退理由を把握されていたので良かったと思います。今後の入札に生かしてください。</p>
委員	<p>理由を把握しているのですから、今後同じ結果が起きないようにお願いします。業者にとって12月は手持ちの工事が多くなり、技術者や作業員の確保ができないことも考えられますので、技術者の兼務や工期の柔軟性、発注時期を考え、4月や5月などに工事が出来るような取り組み方を考えてください。また、企業会計なので年度に捉われず、工期に余裕を持たせることにより、業者にとっての利益アップ、労働者にとっての賃金アップや休暇の取りやすさに繋げ、好スパイラルにもっていけるのではないかと思います。</p> <p>また、指名競争で1者の入札は認めているのでしょうか。</p>
契約課	<p>一般競争と同様に電子入札で応札を行っており、応札者側からは他の応札者や応札者数は分かりませんので、競争性は保たれており、1者入札でも認めています。</p>
	<p><b>吾妻地区配水管布設第1号工事</b></p> <p>抽出理由：2者応札1者辞退、落札率99.8%、入札日12月26日となっているが、この時期に入札日を設定したことに特別な理由があるのか。</p>
上下水道局 総務課	<p>本工事は埼玉県の計画道路内であるため、県より平成31年2月頃から工事に着手して欲しいとの要望がありました。また、設計に必須である詳細資料や県との協議が完了できたのは、埼玉県の計画道路工事の発注後の平成30年10月に入ってからであり、そこから早急に設計書作成や入札手続き等を行った結果、12月末の入札となったものです。</p>
委員	<p>これも12月26日の入札で1者入札ですが、実際、工期はどれく</p>

発言者	審議の内容
水道建設課	<p>らいかかったのでしょうか。</p> <p>当初の工期は3月15日でしたが、その後延長し6月28日となりました。</p>
委員 水道建設課 委員	<p>県との協議の中で工期に縛りがあったのですか。</p> <p>年度内工期の予定をしておりました。</p> <p>県の了解なしでは進められない工事という前提で質問したのですが、特に急いで実施しなければならない工事でなければ、工期を3月15日にせず、入札も12月末にする必要はなかったのではないですか。</p>
水道建設課	<p>当初の県との打ち合わせは、2月もしくは3月に施工可能な工事として進めていましたが、その後、県の工事の進捗状況により、2月、3月では市の工事が乗り込めない部分が発生し、6月まで工期を延長しました。</p>
委員 水道建設課	<p>その事情は、いつ頃発生したのですか？</p> <p>2月、3月の工事が動き始めた頃です。</p>
委員	<p>&lt;意見&gt;</p> <p>発注時期について、12月末の繁忙期は入札者が少ないことが予想されることを認識した上で発注をお願いします。</p>
委員	<p>今日の案件については、議事録をもって市長に報告します。</p>
委員	<p><b>4 その他</b></p> <p>今回抽出を担当しましたが、下半期の発注工事32件の内、1者入札が8件、2者入札が15件で、全体の7割を占めていることから、あまり競争原理が働いていないように感じましたので、発注時期を考慮するなどしっかり分析をし、今後に生かしていただく必要があると考えます。</p>
委員	<p>議会との兼ね合いでもあると思いますが、12月以降の発注工事は繰越承認をいただいて、年度を跨いで実施する方法や、債務負担行為の設定など、様々な工夫をしながら進めていただきたいと思います。</p> <p><b>次回の審議事案の抽出について</b></p> <p>審議事案の抽出委員：林委員</p>